(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県小城市小城町岩蔵字荒谷六四一〇の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字小副川字永淵一四四四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市鏡字古野四九六三の一、四九六四、四九六五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字三子谷一七一五の二一、一七一五の三九から一七一五の四一まで、一七一五の五〇、一七一五の五四、一七四八の一、一七四九、字小原山一七五五の一、一七五六の一、一七五六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字本村二〇四六の一、二一三六の一、二一三七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町大河原字大川筋一九〇の一、一九〇の二、一九一から一九五まで、一九九の一、一九九の二、二〇〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市三川町二〇二の一、二〇三、二〇七の六、二〇八の一、二〇八の二、二〇九、二一〇、三一四、三一五、三五六の一、三五八の一、三六〇、三六二の一、三六四の二、三七〇の一、三七四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百二十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町山北字風鼻三五一九・三五二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備